

広島市身体障害者更生相談所

【所在地】

〒 731-3168 安佐南区伴南一丁目 39 - 1

電話 082-849-2802 FAX 082-848-8003

【相談判定日時】

業務日程

- ① 医学的判定 …………… 肢体不自由に関する判定日：
水曜日（第1～4週）午後
聴覚に関する判定日：
木曜日（第1～4週）午後
- ② 相談・助言 …………… 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始、8月6日を除く。

【相談業務内容】

医師、保健師、理学療法士、補聴器相談員（言語聴覚士）、手話相談員（手話通訳士）などの専門職員を配置し、

- (1) 医療、補装具等に関する専門的な相談・助言
- (2) 自立支援医療費（更生医療）の支給要否判定、その他の医学的、心理学的、職能的判定及び総合判定
- (3) 補装具の処方・適合判定
- (4) 生活の場での社会資源の活用法などの助言を行っています。

【利用対象者】

原則として、市内に居住する身体障害者に限ります。

【利用方法】

区厚生部保健福祉課（東区は福祉課）の紹介（依頼）により、ご利用いただくことになります（状況に応じて直接相談を受ける場合もあります）。

※ 利用者は、まず65～66ページを参照のうえ、住所区の区役所厚生部保健福祉課（東区は福祉課）に相談してください。